

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和6年9月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》			
手 術	抜歯手術 (1歯につき)	乳歯 …… 130 (195)	前歯 …… 160 (240)
		白歯 …… 270 (405)	難抜歯加算 …… +230 (+345)
		(前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)	
		埋伏歯 …… 1080 (1620)	(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)
		下顎智歯(骨性・水平埋伏) …… +130 (+195)	
		歯根分割掻爬術 …… 260 (390)	
		ヘミセクション(分割抜歯) …… 470 (705)	
		抜歯窩再掻爬手術 …… 130 (195)	
		歯槽骨整形手術 } …… 110 (165)	
		骨瘤除去手術 }	
麻 酔	伝達麻酔 …… 42 (63)	浸潤麻酔 …… 30 (45)	吸入鎮静法 30分まで …… 70 (105)
	(下顎孔・眼窩下孔)	(手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …… +10 (+15)
			静脈内鎮静法 …… 600 (900)

口腔内消炎手術	口腔内軟組織異物(人工物)除去術	歯周外科手術
智歯周囲炎の歯肉弁切除等 …… 120 (156)	簡単なもの …… 30 (45)	歯周ポケット掻爬術 …… 80 (120)
歯肉膿瘍等 …… 180 (234)	困難なもの	新付着手術 …… 160 (240)
骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 …… 230 (345)	浅在性のもの …… 680 (1020)	歯肉切除手術 …… 320 (480)
顎炎又は顎骨髄炎等	深在性のもの …… 1290 (1935)	歯肉剝離掻爬手術 …… 630 (945)
1/2顎未満 …… 750 (1125)	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)	歯肉組織再生誘導手術(GTR術)(材料料は別算定)
1/2顎以上 …… 2600 (3900)	軟組織に局限するもの …… 600 (900)	1次手術(誘導膜の固定) …… 840 (1260)
全顎 …… 5700 (8550)	硬組織に及ぶもの …… 1300 (1950)	FOp及びGTR1次手術時歯根面レーザー
口腔外消炎手術(骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)	顎関節脱臼非観血的整復術	応用加算 …… +60 (+90)
2cm未満のもの …… 180 (270)	(片側) …… 410 (615)	2次手術(非吸収性膜の除去) …… 380 (570)
2cm以上5cm未満のもの …… 300 (450)	歯槽骨骨折非観血的整復術	歯肉歯槽粘膜形成手術
5cm以上のもの …… 750 (1125)	1~2歯 …… 680 (1020)	歯肉弁根尖側移動術 …… 770 (1155)
歯根嚢胞摘出手術	3歯以上 …… 1300 (1950)	歯肉弁歯冠側移動術 …… 770 (1155)
歯冠大 …… 800 (1200)	創傷処理(口腔内縫合術)	歯肉弁側方移動術 …… 770 (1155)
拇指頭大 …… 1350 (2025)	長径5cm未満(小深) …… 1400 (2100)	遊離歯肉移植術
鶏卵大 …… 2040 (3060)	5cm以上10cm未満(中深) …… 1880 (2820)	(手術野ごと) …… 770 (1155)
歯根端切除手術(1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む)	5cm未満(小浅) …… 530 (795)	SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定
歯科CT、手術用顕微鏡を使用 …… 2000 (3000)	5cm以上10cm未満(中浅) …… 950 (1425)	(歯周治療以外の傷病名で実施した歯肉歯槽粘膜形成手術は所定点数で算定可)
上記以外 …… 1350 (2025)		頬、口唇、舌小帯形成術 …… 630 (945)
注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。		

補綴時診断料 (1装置につき)	支台築造 (材料料を含む)	う蝕歯即時充填形成(充形) …… 128 (192)	う蝕歯インレー修復形成(修形) …… 120 (180)
新製(ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90	メタルコア ……		
新製以外 …… 70	その他 ……		
	大白歯 276 (367) 159 (222)		
	前・小白歯 214 (292) 147 (210)		

歯 冠	金 属 冠				非 金 属 冠		既 製 冠
	前歯1/2冠 前歯レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯 レジン前装 金属冠	白歯1/2冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠
生PZ	796 (1194)	646 (969)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)
失PZ	636 (954)	466 (699)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)

充填1		充填2	
単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの
106 (159)	158 (237)	59 (89)	107 (161)

充填用材料 (1窩洞につき)		単純	複雑
歯科充填用材料I	・光重合型複合レジン (複合レジン系)	11	29
	・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー (ガラスアイオノマー系)標準型	8	21
	・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー (ガラスアイオノマー系)自動練和型	9	23
歯科充填用材料II	・複合レジン (複合レジン系)	4	11
	・ガラスアイオノマーセメント (ガラスアイオノマー系)標準型	3	8
	・ガラスアイオノマーセメント (ガラスアイオノマー系)自動練和型	6	17

ファイバーポスト (材料料を含む)			
	ファイバーポスト	直接法	間接法
大白歯	1本	262 (349)	299 (405)
	2本	323 (410)	360 (466)
前・小白歯	1本	224 (298)	256 (346)
	2本	285 (359)	317 (407)

印象採得料 (1個につき)									
支台築造 (メタルコア・ファイバーポストの印象) …… 50 (75)									
単 純 …… 32 (48)									
連 合 …… 64 (96)									
歯科技工士連携加算1(歯科医師と歯科技工士が対面で状態確認) …… +50 (+75)									
歯科技工士連携加算2(歯科医師と歯科技工士が情報通信機器を用いて状態確認) …… +70 (+105)									
光学印象 (1歯につき) …… 100 (150)									
光学印象歯科技工士連携加算(歯科医師と歯科技工士が対面で口腔内を確認) …… +50 (+75)									
咬合採得料 (1個につき) …… 18 (27)									
装 着 料 (1個につき)									
歯冠修復 …… 45 (68)									
内面処理加算1 (CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) …… +45 (+68)									
装 着 材 料									
接着性レジンセメント (レジン系)									
標準型 …… 17									
自動練和型 …… 38									
歯科用合着・接着材料I									
ガラスアイオノマー系レジンセメント (ガラスアイオノマー系)									
標準型 …… 10									
自動練和型 …… 12									
歯科用合着・接着材料II …… 12									
(ガラスアイオノマーセメント(接着用)、シアノアクリレート系セメント)									
歯科用合着・接着材料III …… 4									
(歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント)									
仮着用セメント (1歯につき) …… 4									

歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)									
金属歯冠修復		インレー		前歯1/2冠	白歯1/2冠	FMC	レジン前装金属冠		
		単純	複雑				前歯(Br支台歯)	前歯(その他)	小白歯
乳歯	銀合金	208	320			510			
	金バラ	441	782	984	924	1226	2130	2126	2056
前歯・小白歯	銀合金	208	320	412	352	510	1287	1283	1213
	金バラ	558	964		1164	1531			
大白歯	銀合金	217	331		369	529			
	14K(前歯)		1937	2434					

根面被覆 (材料料を含む)			前歯・小白歯	大白歯	チタン冠 (大白歯に限る) …… 1266
根面板	金バラ		444	561	レジン前装チタン冠 (前歯に限る) …… 1866
	銀合金		211	220	
レジン充填(複合レジン系)			117(170)		

非金属歯冠修復 (材料料を含む)				
レジンインレー { 単純 …… 157				
複雑 …… 220				
硬質レジンジャケット冠(前歯・小白歯)(大白歯は金属アレルギーに限る) { 光重合 …… 951				
加熱重合 …… 776				
CAD/CAM冠 (材料料を含む)				
	材料区分	エンドクラウン以外のCAD/CAM冠	エンドクラウン	CAD/CAMインレー
小白歯	I	1381	—	931
	II	1363	—	913
大白歯	III	1516	1766	1066
	V	1815	—	—
前歯	IV	1588	—	—

注) CAD/CAM冠用材料(III)を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料(I)又は(II)により算定する。
小児保障装置 (印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る) …… 600 (900)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和6年9月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)	5 歯以下	6 歯以上	接着冠 (材料料を含む)			ポンティック (1歯につき) (材料料を含む)						
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金パラ	982	922	1162	鑄	金	バラ	小 白 歯	1363	
リ	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	410	350	367	造	その他	銀	合	大 白 歯	1668
	リテーナー	100 (150)	300 (450)	歯科技工士連携加算1(咬合採得料,6歯以上)			レジン前装金属				大・小 白 歯	490	
ッ	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			金				前 歯	1921	
	装着料	150 (225)	300 (450)	歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			その他				小 白 歯	1563	
ジ	仮着料	40 (60)	80 (120)	歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			銀				大 白 歯	1728	
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ)	+90 (+135)			歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			金				前 歯	1251
内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに)		1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)			歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			銀				小 白 歯	705
注) ○5歯以下:支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合					歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			金				大 白 歯	565
6歯以上:支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合					歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			銀				大 白 歯	565
○接着ブリッジは,1歯欠損症例のみで,支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。					歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			金				大 白 歯	565
高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む)		4429			歯科技工士連携加算2(咬合採得料,6歯以上)			金				大 白 歯	565
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき)	《文書により情報提供を行った場合に算定》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。			冠及びポンティックの修理					
	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ	○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着,対象歯の充填治療については,クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定)			レジン前装金属冠				窩洞形成 + 充填 + 材料料		
注) ○5歯以下:支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 (高強度硬質レジンブリッジ及び接着カンチレバー含む)		100	330	440	○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は,チタン冠,レジン前装チタン冠,硬質レジンジャケット冠,CAD/CAM冠である。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
○6歯以上:支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合					○ブリッジ (すべての支台をインレーとするブリッジは除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象となる。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
注) 当該補綴物の装着時に算定する。												70 (105)	
有	印象採得料 (1装置につき)	単純印象 { 簡単なもの …… 42 (63) 困難なもの …… 72 (108)			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属冠				窩洞形成 + 充填 + 材料料	
	連合印象	230 (391)			○乳歯 (後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
床	咬合採得料 (1装置につき)	少数歯欠損(1床1歯~8歯)… 57(97) 多数歯欠損(1床9歯~14歯)…187(318) 総義歯…283(481)			○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合,又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	仮床試適料	+50 (+75)			○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復,CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては,クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				70 (105)	
義	磁性アタッチメント (材料料を含む)	前歯・小白歯			○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属冠				窩洞形成 + 充填 + 材料料	
	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1278	1460	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
歯	鑄造鉤 (材料料を含む)	銀合金	816	827	○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着,対象歯の充填治療については,クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定)			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	磁石構造体	1237 (1467)			○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は,チタン冠,レジン前装チタン冠,硬質レジンジャケット冠,CAD/CAM冠である。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
注) 当該補綴物の装着時に算定する。												70 (105)	
有	有床義歯 (装着料・材料料を含む,人工歯料は別算定)	《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属冠				窩洞形成 + 充填 + 材料料	
	下顎総義歯内面適合法	軟質材料			○乳歯 (後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
床	有床義歯内面適合法 (硬質材料)	6月以内			○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合,又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	局 部 義 歯	1歯~4歯	686 (716)	721 (751)	○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復,CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては,クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
義	装着料	5歯~8歯	830 (860)	864 (894)	○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
	少数歯欠損 (1歯~8歯)	9歯~11歯	1167 (1227)	1199 (1259)	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
歯	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	12歯~14歯	1629 (1689)	1659 (1719)	○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は,チタン冠,レジン前装チタン冠,硬質レジンジャケット冠,CAD/CAM冠である。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
	総義歯	総義歯	2660 (2775)	2767 (2882)	○ブリッジ (すべての支台をインレーとするブリッジは除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象となる。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
注) 当該補綴物の装着時に算定する。												70 (105)	
有	有床義歯修理 (装着料を含む)	《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属冠				窩洞形成 + 充填 + 材料料	
	少数歯欠損 (1歯~8歯)	多数歯欠損 (9歯~14歯)	290 (435)《420》	160 (240)《225》	○乳歯 (後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
床	多数歯欠損 (9歯~14歯)	総義歯	320 (480)《450》	190 (285)《255》	○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合,又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	総義歯	総義歯	375 (563)《505》	245 (368)《310》	○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復,CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては,クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
義	歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理,新たな欠損に対する増歯の場合)	+55 (+83)《+83》			○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
	歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理,新たな欠損に対する増歯の場合)	+35 (+53)《+53》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
歯	注) ○印象採得,咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。				○ブリッジ (すべての支台をインレーとするブリッジは除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象となる。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
	○有床義歯の修理,床裏装の際,人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。											70 (105)	
有	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)	初診時 ……10 再診時等 ……2			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属冠				窩洞形成 + 充填 + 材料料	
	歯科訪問診療時	イ 同一建物居住者以外…41 ロ 同一建物居住者の場合…10			○乳歯 (後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
床	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)	イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合…8~64 (個々の診療所の状況に応じて)			○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合,又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	再診時等	ロ 再診時等…1~8 (8段階の点数項目の設定あり)			○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復,CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては,クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
義	注) ○印象採得,咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。				○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
	○有床義歯の修理,床裏装の際,人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。											70 (105)	
歯	その他	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属冠				窩洞形成 + 充填 + 材料料	
	初診時	…10			○乳歯 (後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
有	再診時等	…2			○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合,又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	歯科訪問診療時	イ 同一建物居住者以外…41 ロ 同一建物居住者の場合…10			○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復,CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては,クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
床	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)	イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合…8~64 (個々の診療所の状況に応じて)			○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
	再診時等	ロ 再診時等…1~8 (8段階の点数項目の設定あり)			○ブリッジ (すべての支台をインレーとするブリッジは除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象となる。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
義	注) ○印象採得,咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。				○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	○有床義歯の修理,床裏装の際,人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。											70 (105)	
歯	その他	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属冠				窩洞形成 + 充填 + 材料料	
	初診時	…10			○乳歯 (後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
有	再診時等	…2			○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合,又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	歯科訪問診療時	イ 同一建物居住者以外…41 ロ 同一建物居住者の場合…10			○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復,CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては,クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
床	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)	イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合…8~64 (個々の診療所の状況に応じて)			○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。			レジン前装金属冠				60 (90) 106 (159)	
	再診時等	ロ 再診時等…1~8 (8段階の点数項目の設定あり)			○ブリッジ (すべての支台をインレーとするブリッジは除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象となる。			レジン前装金属ポンティック				60 (90) 106 (159)	
義	注) ○印象採得,咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。				○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。			歯冠継続歯,レジンジャケット冠,ポンティック,高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)				修理 + 人工歯料	
	○有床義歯の修理,床裏装の際,人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。											70 (105)	